

吹田市包括外部監査業務仕様書

1 業務名

包括外部監査業務（令和８年度実施分）

2 業務内容

地方自治法第 252 条の 37（包括外部監査人の監査）に基づき監査を行い、市長等に対し監査結果に関する報告書を提出するものとする。

3 履行場所

吹田市役所（吹田市泉町 1 丁目 3 番 40 号）ほか

4 履行期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで（予定）

5 業務の実施方法

(1) 監査計画

業務委託契約締結後、直ちに外部監査人は吹田市と協議し、「令和 8 年度包括外部監査スケジュール」を作成するものとする。

(2) 監査テーマの決定

外部監査人は、業務委託契約締結後 3 箇月以内に監査テーマを決定し、吹田市長と監査委員に対して、監査テーマとテーマ選定理由を文書で通知するものとする。なお、テーマ選定に当たっては法第 252 条の 30 に基づき、事前に監査委員と意見交換を実施するものとする。

(3) 外部監査人の監査の事務を補助するもの（以下「補助者」という。）

外部監査人は、地方自治法第 252 条の 32 に規定する補助者については、業務委託契約締結後 3 箇月以内に監査委員の協議に付し、決定するものとする。また、監査委員が補助者について協議するときに、外部監査人は、補助者を決定した理由書と履歴書を提出するものとする。なお、補助者に変更が生じた場合、外部監査人は、速やかに、その旨を報告しなければならない。

(4) 監査対象部局等への資料請求、現地調査、聞き取り調査等

外部監査人は、監査対象部局等と調整し、監査に必要な資料請求、現地調査、聞き取り調査等を行うものとする。いずれにおいても、対応する職員の通常の勤務時間内の実施を原則にするとともに、効率的な実施方法を工夫するものとする。

(5) 監査場所

吹田市は、外部監査人から依頼があれば、都度聞き取り調査等の場所を準備するものとする。

(6) 監査費用の算定

監査費用には、執務費用のほか、旅費及び諸費用等の実費も含むものとする。執務費用の算定に当たり、執務日数は、総執務時間数を7時間で除した値を1日として計算し、端数が生じた場合には切り捨てるものとする。なお、執務費用の算出は、外部監査人と補助者を区分して計算し、補助者が複数の場合は、それぞれ区分して計算するものとする。

(7) 監査費用明細書及び監査執務日誌の提出

外部監査人は、業務委託終了後において、監査費用の請求書と併せて前号に基づき計算した監査費用明細書及び監査執務日誌を作成し、吹田市に提出するものとする。監査執務日誌には、執務年月日、執務時間、執務場所及び執務内容を記載するものとする。

(8) 守秘義務

外部監査人及び補助者は、監査の実施に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。外部監査人及び補助者でなくなった後でも、同様とする。

6 監査の結果に関する報告

(1) 監査結果に関する報告書の作成

「包括外部監査結果報告書」（以下「報告書」という。）とし、その上段に当該年度を、下段に選定した事件名を付記し、印刷製本及び電子データ（PDF形式）で提出するものとする。報告書内に、指摘、意見等を一覧にしたページを作成することとする。印刷部数は60冊を上限に、市の指定する部数とする。

(2) 報告書の様式

用紙は、A4縦で横書きとする。文字の大きさは、11ポイントとする。ただし、見出し、図表等については、この限りではない。図表等には単位数を記載し、使用フォントの統一を図ること。作成に際しては、誤字・脱字・使用文言の表記の揺らぎがないよう作成し、点検の上で提出することとする。

(3) 報告書の納品

市の指定する日までに吹田市役所（吹田市泉町1丁目3番40号）へ納品を行うものとする。

(4) 報告書の概要説明及び提出

外部監査人は、地方自治法第252条の37第5項の規定に基づき、市の指定する日までに市議会議長、市長、監査委員及び監査対象となった行政委員会の長に概要を説明の上、報告書を提出するものとする。

(5) 報告書の概要説明（市議会）

外部監査人は、報告書を提出後に、市議会からの要請があった場合は、本会議場で報告書の概要説明を行い、質疑に対応するものとする。

7 その他

- (1) 令和８年度吹田市包括外部監査業務公募型プロポーザル実施要領及び企画提案書の内容を踏まえ、業務を実施すること。
- (2) この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、本市と受託者の双方で誠意をもって協議し定めるものとする。